

## 成績疑義申立と回答方法について

1. 学業成績は学期の初めに「成績通知書」で通知しますので、学業成績について疑義がある場合は授業担当教員に直接ではなく、成績通知後1週間以内に教務課に申し出てください。
2. 教務課において採点簿等で確認ができなかった場合は、成績疑義申立書により申立てることができます。
3. 教務課で成績疑義申立書を受け取り、必要事項を記入して、教務課に提出してください。
4. 教務課から1週間程度で回答します。回答は文書又は口頭等で行います。口頭の場合は、学生・授業担当教員・教務委員長（大学）又は教務副委員長（短大）により教務課事務室内で行います。

